

消費生活相談状況及び

消費者行政の取組

消費者行政の相関図

一般県民（消費者等）

・県民からの消費生活相談へ適切に対処
・相談内容の分析を踏まえた啓発、教育並びに事業者指導を一体的に展開

<③消費者トラブルの未然防止啓発>

啓発

・啓発グッズ購入

分析

<②相談内容の集計・分析>

教育

学校教育

社会教育

<④消費者教育の推進>

- ・消費者教育啓発事業
- ・講師派遣（出前講座）事業
- ・大学との連携、地域リーダーの養成

<⑤相談等に基づく不適切事業者の調査、指導等> <①消費者取引等に係る相談処理、あっせん>

指導

調査

消費生活相談

・消費生活・交通事故相談業務

○相談体制の強化

- ・相談時間の1時間延長（16時～17時）（単）
- ・土日祝日体制強化（1名増員）
- ・消費生活相談スーパーアドバイザーの配置（単）

○相談員の能力向上

- ・消費生活相談員等レベルアップ研修

<⑥民間団体の育成、市町への支援>

- ・消費者団体の活動支援
- ・市町消費者行政活性化事業費補助
- ・市町消費者行政担当者会議

外部環境（消費者取引の動向、法改正、規制緩和等）

消費者行政に関する主な法律等

昭和37年	不当景品類及び不当表示防止法制定
〃	家庭用品品質表示法制定
昭和40年	<u>経済企画庁国民生活局設置</u>
昭和43年	消費者保護基本法制定
昭和44年	<u>地方自治法改正で「消費者の保護」を地方公共団体の事務として規定</u>
昭和48年	消費生活用製品安全法制定
昭和51年	特定商取引に関する法律制定
平成12年	消費者契約法制定
平成15年	<u>国民生活センター独立法人化</u>
平成16年	消費者基本法制定
平成21年	<u>消費者庁及び消費者委員会設置法制定</u>
	<u>消費者庁・消費者委員会が発足し、消費者生活センターが法的に位置づけられる</u>
平成21年	消費者安全法制定
平成24年	消費者教育の推進に関する法律制定
平成25年	食品表示法制定
令和4年	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律制定

佐賀県の消費者行政の歩み

- 昭和43年 6月 県民室消費者行政担当設置
- 昭和44年 5月 消費生活苦情相談員を設置
- 昭和45年12月 消費生活センター開設（佐賀市松原町）
- 昭和50年 3月 消費生活センター移転（佐賀市神野町）
- 昭和57年 3月 佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例制定
- 5月 県消費生活審議会、消費者苦情処理委員会の設置
- 平成 7年 4月 消費生活センターをアバンセへ移転
- 平成16年 4月 くらしの安全安心課 消費生活・計量担当がアバンセへ移転し、
NPO法人「消費生活相談員の会さが」に相談業務を委託
- 平成17年 4月 相談業務をアバンセ休館日の月曜日は県庁舎の分室で対応
→年末年始を除き、毎日相談に応じる体制を整備
佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例を改正
- 平成18年 4月 アバンセ休館日も相談業務をアバンセで受付
- 平成18年 5月 県内全市町で消費生活専門相談員を配した相談窓口を開設（全国初）
- 平成26年 3月 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例制定
- 平成28年 3月 「佐賀県消費者教育推進計画」策定
- 令和 2年 3月 第2次「佐賀県消費者教育推進計画」策定

1 消費生活相談の現状

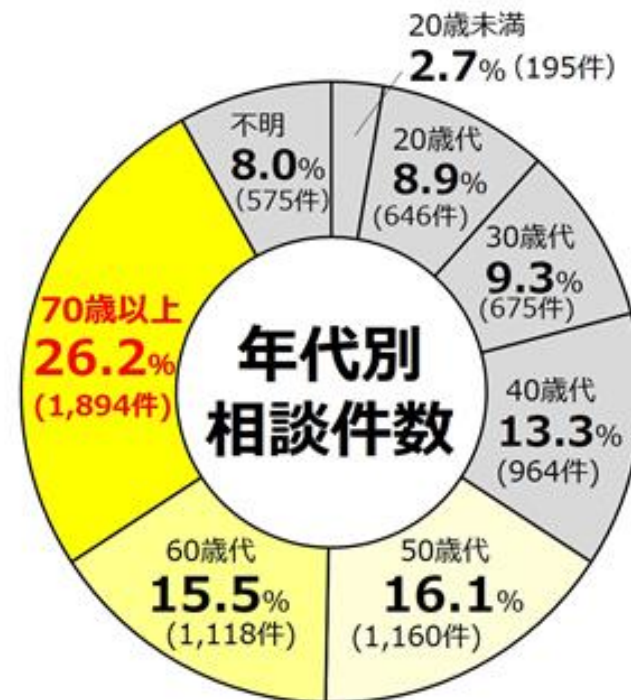
(1) 県内の相談件数の推移

年度	H16	～	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
件数	15,441	～	7,557	8,226	7,403	7,661	7,976	7,227	5,390 (12月末)

(2) 相談件数の多い商品・役務 (R3)

順位	商品・役務	件数	前年比	主な内容
1位	運輸・通信サービス	1,187	-18.7%	放送・コンテンツ、インターネット通信サービスなど
2位	金融・保険サービス	718	-10.5%	多重債務、クレジットカードなど
3位	商品一般	692	-2.1%	不審な電話・メールなど
4位	保健衛生品	512	-14.2%	化粧品、脱毛クリーム、歯磨き粉など
5位	教養娯楽品	489	-10.3%	スマートフォン、パソコンなど

(3) 年代別相談件数 (R3)



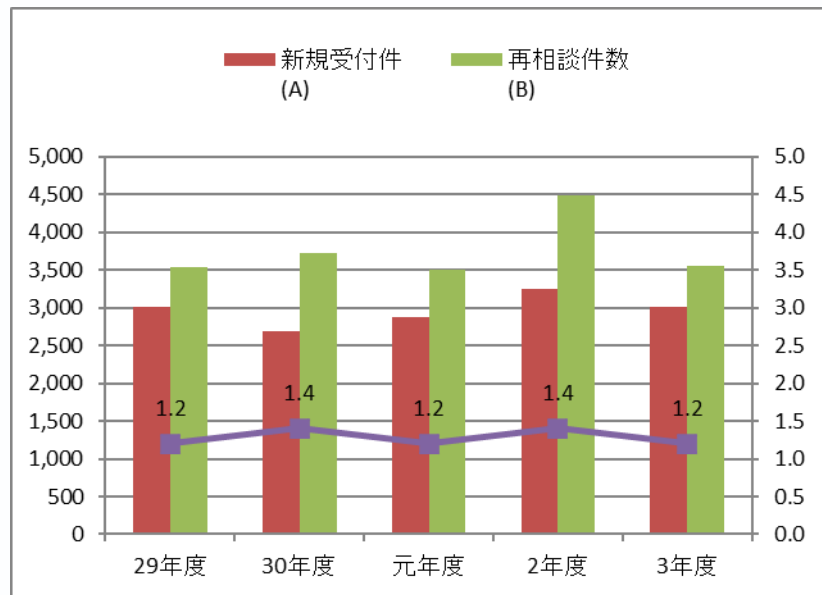
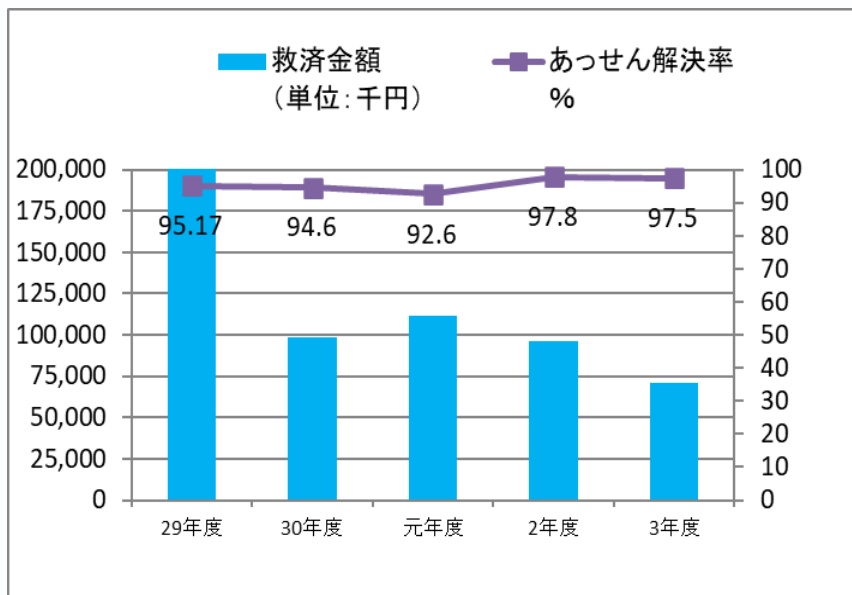
(4) 令和3年度の相談の特徴（相談件数：対前年度と比較）

不当・架空請求に関する相談	
321件 → 281件	身に覚えのない請求や利用した覚えのない料金を請求されるというもの。 平成29年度（2,160件）をピークに相談件数は年々減少
新型コロナウイルス感染症に関連した相談	
127件 → 15件	マスクや消毒液などの供給不足が解消され、インターネット通販等による商品の未到着や事業者と連絡が付かないといった相談が減少した結果、冠婚葬祭（結婚式）のキャンセルや変更に関する相談が首位となった。
情報商材に関する相談	
165件 → 122件	コロナ禍も影響し、労働環境の悪化を背景に副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売される「情報商材」に関する相談件数が、令和2年度は対前年度比約33.1%と著しく増加したが、令和3年度は対前年度比約26.1%の減少
健康食品や化粧品等の定期購入に関する相談	
566件 → 483件	SNSやインターネット上で、通常価格より低価格で購入できるという広告を見て、商品を購入したところ、実際は定期購入が条件の契約だったというもの。年代別では、40歳代は対前年度比約42.0%減、70歳以上が対前年度比約61.0%増

(5) 県消費生活センターあっせん解決率等推移

※県センターのみの数値

年度	新規受付件 (A)	再相談件数 (B)	一件当たりの 平均相談回数 (B)/(A)	あっせん解決率 %	救済金額 (単位：千円)
29年度	3,011	3,529	1.2	95.2	565,665
30年度	2,692	3,723	1.4	94.6	98,571
元年度	2,879	3,499	1.2	92.5	111,725
2年度	3,252	4,477	1.4	97.8	95,878
3年度	3,013	3,556	1.2	97.5	70,859
4年度(12月末)	2,150	2,248	1.0	93.0	50,143



(6) 市町における解決困難事案への対応

《移送（消費生活条例第34条）》

直近の事例 H26年度 1件

市町の処理困難事案を県が引き継いで処理

《佐賀県消費者被害救済委員会》

相談窓口での解決困難事案が発生した場合に、消費者問題の
専門家によるあっせん処理を行う

H20年度以降 開催実績なし

2 消費者行政への取組

(1) 消費生活相談窓口の開設

●県内すべての市町において、消費生活センター又は消費生活相談窓口を設置

●県センターの運営状況（R4）

- ・開設日 年末年始（12/29～1/3）を除き開設
- ・開設時間 9：00～17：00
- ・配置相談員数 月土日祝日3名/日 火～金4名/日
- ・消費生活相談スーパーアドバイザー 月～金の平日1名/日
- ・相談受付方法 対面、電話、メール、FAX



消費者庁イラスト集より

●消費生活相談スーパーアドバイザーの配置

市町消費生活相談窓口への訪問指導、助言、複雑案件の共同処理や関係機関との連絡調整を行い問題解決を図るなど、消費者安全法に定める「指定消費生活相談員」の役割を担う。

《スーパーアドバイザーの市町訪問指導回数》

令和3年度	37回
令和4年度（12月末）	23回

●消費生活相談員等のレベルアップ

多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、県内市町の消費者行政 担当者及び消費生活相談員の資質向上を図るため、国民生活センター主催研修等への参加支援及び専門の講師による研修会を実施

※県が実施する研修会：R 4 年度～金融広報委員会と共催

【令和 3 年度】

- 7月20日 キャッシュレス決済の最新事情（24名）
- 8月25日 SNSの仕組みと消費者トラブル（29名）
- 10月22日 見守りネットワーク構築、継続運営に向けて等（20名）
- 12月 3日 裁判の和解・特定調停（26名）



【令和 4 年度】

- 6月24日 成年年齢引き下げに関わる法改正と相談への対応のポイントについて（39名）
- 8月 9日 クレジットカード決済について（40名）
- 10月19日 オンラインゲームの仕組みや決済トラブル等について（38名）
- 12月22日 メルカリ・メルペイの安心安全の取り組み（39名）

(2) 消費者被害の未然防止

●広報啓発紙の作成・配布

「くらしの安全安心だより」(年4回発行) 県内市町、関係機関へ送付

【令和3年度】

夏号 (6月発行)	その香りで苦しんでいる人がいます！ 自然災害後の消費者トラブルに注意！ インターネット通販の偽サイトに注意！ 今日から実践！食品ロス削減
秋号 (9月発行)	令和2年度県消費生活センター及び各市町窓口に寄せられた相談概要 知っておこう！クーリング・オフ制度 ご注意ください！定期購入トラブル 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分できます！
冬号 (12月発行)	みんなで防ごう、高齢者の消費者トラブル！ 注意喚起 マルチ商法のトラブル マッチングアプリやSNSをきっかけとした暗号資産に関するトラブル
春号 (3月発行)	18歳から「大人」に！ ~2022年4月1日から成年年齢が引き下げられます~ 注意喚起 光回線サービスの乗り換えは慎重に！ 新生活スタート！賃貸住宅の退去時トラブルに注意！

(2) 消費者被害の未然防止

●広報啓発紙の作成・配布

「くらしの安全安心だより」(年4回発行) 県内市町、関係機関へ送付

【令和4年度】

<p>夏号 (6月発行)</p>	<p>インターネット通販のトラブルに注意！ 定期購入：注文確定を押す前に契約内容を確認しましょう！ 食品ロス削減にむけてできることからやってみましょう！</p>
<p>秋号 (9月発行)</p>	<p>令和3年度県消費生活センター及び各市町窓口に寄せられた相談概要 「お試し」のつもりが定期購入に！？ 2022年6月1日から、改正特定商取引法が施行されました！ 「火災保険の申請サポート」にご用心！ IP網への移行に便乗した勧誘に注意！</p>
<p>冬号 (12月発行)</p>	<p>みんなで防ごう、高齢者の消費者トラブル！ その香りで苦しんでいる人がいます！ マッチングアプリやSNSなどで知り合った相手からの投資詐欺が急増中！ 「靈感（開運）商法」のトラブルにご注意ください！</p>

●消費者トラブル情報等の提供

寄せられる相談の中で、危険性の高いもの、注意すべき手口についての情報を「緊急トラブル情報」「くらしの安全安心情報」として関係機関へのチラシ配布や佐賀県ホームページにおいて、注意喚起を行う。

R 3. 6	その香りで苦しんでいる人がいます（ポスター作成）
R 3. 8	豪雨災害に便乗した悪質商法等のトラブルに関する注意喚起
R 3. 12	注意喚起 「お試し」のつもりが定期購入に！
R 4. 9	自然災害を補償する損害保険について（市町へチラシフォーム提供）
R 4. 10	その香りで苦しんでいる人がいます(ポスター作成)
R 5. 1 (予定)	ちょっとまった！注文確定の前に、もう一度契約内容をよく確認しましょう
R 5. 3 (予定)	「靈感（開運）商法」などのトラブルにご注意ください

●消費者安全確保地域協議会の設置促進について

高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止や早期発見のための見守りネットワークの構築に向けて、消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置、体制整備、継続運営のための課題やノウハウなどの実務的な内容について情報共有を図るため、県消費者安全確保地域協議会（県消費生活の安全安心対策会議）と「見守りネットワーク研修会」を開催

【新：R4見守りネットワーク研修会】

日時：令和4年7月27日（水）14：00～16：00

場所：アバンセ第1研修室

対象者：市町消費者・福祉行政担当者、消費生活相談員、関係機関・団体

内容：▶高齢者・障がい者における消費者トラブルの現状
（県消費生活センター相談員）
▶見守りネットワークの構築に向けて（消費者庁）

【R4佐賀県消費生活の安全安心対策会議】

日時：令和4年7月26日（火）14：00～16：00

場所：アバンセ第1研修室

対象者：国・県・市町関係機関、各種団体、コンビニ

内容：▶佐賀県の消費者行政の取組について
▶令和3年度消費生活相談の概要について
▶令和3年度各関係機関・団体の取組について
▶消費者安全確保地域協議会について



(3) 消費者教育の推進

●消費者向け「出前講座」の実施

年度		若者	高齢者	福祉・民生委員	一般	合計
R元	回数	35	83	3	11	132
	人数	3,599	3,456	82	310	7,447
R 2	回数	28	38	12	9	87
	人数	3,122	987	260	223	4,592
R 3	回数	38	37	15	14	104
	人数	3,816	969	353	451	5,589
R 4 (12月末)	回数	19	27	8	18	72
	人数	1,487	718	165	485	2,855

●消費者被害防止啓発キャンペーン

消費者トラブル被害の未然防止のため、
街頭等で啓発活動を実施



佐賀県警マスコットキャラクターの「ごろう」くんと一緒にキャンペーン (R4.5)

【令和3年度】

キャンペーン (テーマ)	内容
消費者月間県内一斉啓発キャンペーン (5月) 「“消費”で築く新しい日常」	<ul style="list-style-type: none"> ・かちかちプレス1分間CM ・NBCラジオ「にわかdeさがスキ」 <small>※コロナ禍により、ゆめタウン佐賀での街頭キャンペーン中止</small>
若者向け消費者トラブル未然防止啓発キャンペーン (7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内高等学校等に啓発資料配布 「18歳から大人！考える成人になろう」 ver.1

【令和4年度】

キャンペーン (テーマ)	内容
消費者月間県内一斉啓発キャンペーン (5月) 「考えよう！大人になることできること、気を付けること～18歳から大人に～」	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆめタウン佐賀での街頭キャンペーン
若者向け消費者トラブル未然防止啓発キャンペーン (7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内高等学校等に啓発資料配布 「18歳から大人！考える成人になろう」 ver.2

●若年者への実践的消費者教育の実施と機会の拡大

▶ 周知・啓発

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる（た）ことから、7月の「若者向け消費者トラブル未然防止啓発キャンペーン」等を通じて周知

【令和3年度】

内 容：リーフレット「18歳から大人！考える大人になろう」ver.1
（リーフレットは、令和3年6月に県と佐賀大学学生と共同作成したもの）
配布先：県内の全高等学校、特別支援学校高等部 50校（約24,000部）

この外、改正民法施行前の3月にあらゆるメディアを通じて周知
テレビ15秒CM、デジタルサイネージ（佐賀駅）、
ラジオ20秒CM（FMさが、NBC、からつ、えびすFM）、
ラジオ対談CM（FMさが、NBC）、

新聞掲載（佐賀、読売、西日本、毎日、朝日）記事下全5段

【令和4年度】

内 容：リーフレット「18歳から大人！考える大人になろう」ver.2
配布先：県内の全高等学校、特別支援学校高等部、専修学校 79校（約19,000部）



佐賀県 Copyright © 2022 Saga Prefecture All Rights Reserved.

●大学生消費者教育推進リーダー養成講座

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことによる、若年者の消費者トラブルの増加が懸念される。こうした中、若者の意見を取り入れた効果的な啓発に向けた体制整備を進め、若者目線に立った啓発活動に取り組んでもらう学生消費者教育推進リーダーを養成する講座を開催し、若年消費者の被害防止対策の充実に努める。

【令和3年度】

日時：令和3年9月18日～19日 10時～16時（オンライン開催）

概要：〈講義〉佐賀県の消費者行政について
消費者トラブル事例について
消費者市民社会について

〈演習〉変化する広告と広告リテラシー

〈ワークショップ〉若者を対象とした啓発活動について

参加者：佐賀大学学生 13名



【令和4年度】

日時：令和4年9月21日～22日 10時～11時40分

概要：〈講義〉若者が被害者となる消費者トラブル事例と対処法について 外
〈ワークショップ〉大学・短大の新入生を対象とした出前講座の実施

参加者：佐賀大学学生 12名

●くらしとおかねの講演会

安心かつ豊かな生活を実現させるために、金融・経済に関する理解を通じ、県民一人ひとりの「生きる力」「自立する力」を高め、適切な家計管理や健全な資産形成を学ぶことで金融リテラシーを高めていく必要がある。金融・金銭に関する学習の実践の契機とするため、一般県民を対象に「くらしとおかねの講演会」を開催した。

※金融広報委員会が実施する講演会に県が共催

【R3年度】

日 時：令和3年11月21日（日）14：00～15：30

場 所：アバンセホール

講 師：ファイナンシャルプランナー いちのせかつみ 氏

演 題：笑う門にはカネ来たる！ ～転ばぬ先の知恵を教えます～

参加者：114名

【R4年度】

日 時：令和4年10月2日（日）14：00～15：30

場 所：アバンセホール

講 師：節約アドバイザー 和田由貴 氏

演 題：暮らしを見直す「節約セミナー」

参加者：148名



(4) 不正な取引行為の監視

●行政処分及び行政指導の状況

年 度	行政処分件数	行政指導件数	取引類型
H 3 0	1	1	訪問販売
R 元	0	1	連鎖販売取引
R 2	0	1	訪問販売
R 3	0	0	
R 4 (1 2月末)	0	0	

行政処分

実施年月	取引類型	主な取扱商品	法令違反の概要	処分内容
H31.2	訪問販売	浄水器等販売	・勧誘目的の不明示・契約書面不備 ・契約書面不交付・債務履行遅延	業務停止

行政指導

実施年月	取引類型	主な取扱商品	法令違反の概要	指導内容
H30.4	訪問販売	浄水器等販売	・勧誘目的の不明示 ・再勧誘の禁止・契約書面不備	口頭指導
R元.5	連鎖販売取引	化粧品・健康食品	・債務履行遅延 ・適合性原則違反	口頭指導
R3.2	訪問販売	火災保険申請代行	・勧誘目的の不明示 ・再勧誘の禁止・契約書面不備	口頭指導

●事業者の消費生活センター訪問状況

年度	訪問件数
H30	54
R元	51
R2	22
R3	25
R4 (12月末)	28

訪問事業者の主な業種

住宅リフォーム業、電気通信業、化粧品・サプリメントの連鎖販売、生命保険の訪問販売、太陽光発電設備・シロアリ防除の訪問販売、等

●事業者団体との意見交換等

例年、構成委員やオブザーバーとして、定期的に事業者団体との意見交換を実施

- ・全国家庭電気製品公正取引協議会正しい表示店頭キャンペーン
- ・佐賀県生活衛生営業指導センター 佐賀県標準営業約款推進協議会
- ・佐賀県LPガスお客様相談所委員会
- ・生命保険協会意見交換会
- ・佐賀県支部新聞公正取引協議会意見交換会

●不当景品類及び不当表示の防止

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づき、情報の収集、被疑事件の探知、調査及び是正指導に努めた。 ※R4は、12月末時点

区 分	行政指導		不問・打ち切り等		その他	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4
景品事件	0	0	0	0	0	0
表示事件	7	4	10	2	3	3
計	7	4	10	2	3	3

●家庭用品品質の不適正な表示の防止

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づき、不適正な家庭用品の表示について立入検査を実施した。

区 分	R 3	R 4
検査実施数	10店舗（4品目）	10店舗（4品目）
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維製品（ハンカチ） ・合成樹脂加工品（たらい、バケツ等） ・電気機械器具（電気、ジュサー、電気ミキサー） ・雑貨工業品（漂白剤） 	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維製品（タオル、手拭い） ・合成樹脂加工品（ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋） ・電気機械器具（電気コーヒー沸器） ・雑貨工業品（歯ブラシ）
結果	不適正な表示 0件	不適正な表示 0件

●消費生活用製品の安全確保

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき、消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売に関する立入検査を実施した。

区分	R 3		R 4	
	立入事業者数 (うち違反件数)	検査機種数 (うち違反件数)	立入事業者数 (うち違反件数)	検査機種数 (うち違反件数)
ライター	8 (0)	27 (0)	9 (0)	33 (0)
乗用車 ヘルメット	1 (0)	2 (0)	3 (0)	8 (0)
家庭用圧力なべ・ 圧力がま	1 (0)	1 (0)	2 (0)	4 (0)
計	10 (0)	30 (0)	14 (0)	45 (0)

食品表示に係る監視・指導等の現状及び課題 1

- 平成14年度に設置した食品表示110番に寄せられる情報は、概ね減少しその後横ばいの傾向にある。

<食品表示110番の受付状況>

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(12月末)
総受付件数	18	14	8	8	8	5	4	7
要調査情報	18	8	7	8	5	4	2	—
指導件数	10	3	4	2	2	4	2	—

※ R4の「要調査情報」及び「指導件数」の欄における数値は未確定のため不記載

- 県内5保健福祉事務所においては、期限表示やアレルギーなど食品の安全性に関する苦情があっている。

<食品表示に関する苦情処理状況>

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(12月末)
苦情件数	13	12	12	19	18	16	11	10

食品表示に係る監視・指導等の現状及び課題 2

- 生鮮食品（農産物、水産物、畜産物）には、原産地を表示する義務があり、適正に表示されている店舗割合は増加傾向である。

＜生鮮食品品質表示実態調査＞

単位：％

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(12月末)
目標値	93	93	93	93				
実績値	90.1	94.7	94.8	100	99.3	100	100	—

※ 店内にある生鮮食品の8割以上に適正な原産地を表示している店舗の割合

※ 平成27年度～平成30年度の目標値は総合計画2015の施策目標数値

※ R4の数値は未確定のため不記載

- 食品表示に関する相談件数は、食品表示基準が改正された際や経過措置期間が終了する際に増加する傾向があり、引き続き事業者等への適正表示に向けた支援指導が必要である。

＜事業者からの相談件数（品質事項）＞

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4（12月末）
相談件数	64	77	59	46	76	39	25	52

○ 県の対応状況について

(1) 監視指導等

食品表示110番によせられた情報や国、他自治体からの被疑情報を受け事業者への監視指導を実施している。

(2) 食品表示責任者設置促進事業

申請に基づき、県が登録した事業所の表示責任者に対し、食品表示に関する情報提供や講習会等を通して適正表示の支援を行っている。

※ 令和4年12月末時点での登録事業者数 523事業所

(3) 産地直売所等合同調査

食品表示法は2020年4月に完全施行され、小規模な事業者において食品表示ルール（生鮮食品、加工食品）について対応が十分でないこと及び食品表示基準が適宜改定されていることを踏まえ、平成30年度から産地直売所等を対象とした合同立入調査（生活衛生課、健康福祉政策課、保健福祉事務所）を実施している。

(5) 消費者団体の育成

●消費者団体の活動支援

消費者問題に関する広報啓発等の自主的な取組を行う団体の活動に対する補助
【令和4年度事業】

◎消費生活相談員資格取得支援講座実施事業 1団体（上限245万円）

地域の見守りネットワークを担う人材の育成や、消費生活相談員資格取得を目指す方を支援するための消費生活セミナーを開催
（NPO消費生活相談員の会さが）

◎消費者団体活動支援事業 1団体（上限65万円）

SNS等を介した消費者トラブルを未然に防ぐための小・中・高校生向け啓発漫画及び学習教材の作成・配布（NPO法人ITサポートさが）

●適格消費者団体※への支援

消費者被害の未然防止のために活動する適格消費者団体の活動に対する補助
【令和4年度事業】

◎適格消費者団体等活動推進事業 1団体（上限65万円）

- ・消費者被害の未然防止のための一般消費者向け講演会、無料相談会の開催
- ・消費者用テキスト等の作成（NPO法人佐賀消費者フォーラム）

※適格消費者団体

個々の消費者になりかわって、契約や勧誘のトラブルや不当な表示や広告など、事業者の問題のある行為を止めさせること（差し止め請求）をする権限を内閣総理大臣から付与された団体。平成28年2月「NPO法人佐賀消費者フォーラム」が県内で初めて（全国で14番目）適格消費者団体として認定された。

3 令和4年度の消費者行政取組方針

参考

消費生活相談業務の充実

- ・ 県内の消費生活センター及び消費生活相談窓口の適切な体制確保
- ・ 消費生活相談スーパーアドバイザーによる市町相談窓口の支援
- ・ 研修会等への参加による消費生活相談員等の資質の向上

消費者被害の未然防止・消費者教育の推進

- ・ 消費者教育における消費生活センターの拠点化
- ・ 消費者トラブル防止のための広報・啓発の推進
- ・ 様々な場における消費者教育の推進
- ・ 高齢者を見守るネットワークづくりの促進
- ・ 成年年齢引き下げを踏まえた若年者への実践的消費者教育の実施と機会の拡大

不正な取引行為等の監視

- ・ 悪質な取引等を行う事業者への行政指導、行政処分の実施